

傷病手当金

傷病手当金の支給対象は、条件を満たす第一種組合員（医師）のみです。
申請にあたり、担当医師の証明および所属郡市医師会長の意見が必要です。

◆組合規約第3章第14条

組合は引き続き6箇月以上第一種組合員である者が、疾病又は負傷のため7日以上引き続き医業または業務に従事することができなくなったときは、当該医業又は業務に従事することができなくなった日から起算し、その期間傷病手当金として1日5,000円を支給する。

傷病手当金の支給期間は、すべての疾病、負傷を対象とし、支給を始めた日から起算して3年間に90日を超えることができない。